



2025年12月3日  
一般社団法人 MEL 協議会

## 認証申請者の法令違反の取扱いに関する規程

### 1. 目的

本規程は、MEL 認証制度における認証申請者（認証取得者を含む）に関し、適用される法令・規制の違反等が確認された場合の取扱いを定め、ISO/IEC 17065に基づく公正かつ一貫した対応を確保することを目的とする。

### 2. 定義

本規程における「法令違反」とは、認証対象事業者に適用される国内外の法令、規制に反する、または行政処分の対象となる行為をいう。

### 3. 確認対象とする期間

#### (1) 申請受付時

認証機関は、認証申請の受理に際し、申請事業者の適格性を確認するものとし、過去1年間における法令違反の有無について、入手可能な公的情報、報道及び事業者の自己申告等を参照する。

#### (2) 初回審査時

審査員は、現地審査およびそれに先立つ文書レビューにおいて、過去1年間における法令違反の発生有無を規格要求事項に照らし確認する。確認には、事業者からの自己申告と、入手可能な公的情報や報道等の外部情報を用いる。

#### (3) 年次審査および更新審査時

審査員は、前回審査日以降の期間における法令違反の発生有無を規格要求事項に照らし確認する。初回審査同様、事業者からの自己申告と外部情報の照合により裏付けを行う。

### 4. 申請資格の停止期間

(1) 年次審査、臨時審査、または更新審査において、法令違反による不適合が発見され、認証が取消された場合、認証が取消された日から原則1年間、申請の受理を見送る期間を設ける。ただし、再申請の受付に際し、是正処置の有効性が客観的に確認され、スキームオーナーが妥当と認めた場合は、この期間を180日を最短として短縮できる。

(2) 初回の申請受付に際して法令違反が確認された場合、認証機関は、申請の却下、または再申請に要する条件の提示等、対応を示す。申請を受理しない期間を前項同様に設け、行政機関等による指導のあった日をその起点とする。

以上